

マンションにおける防災力の向上について

今年は近代日本の首都圏に未曾有の被害をもたらした関東大震災から100年の節目であり、より一層、防災に対する住民の意識が高まっている。

この100年の間に、国民の居住形態は大きく変化し、特に九都県市においては、マンションが主要な居住形態として普及しており、人口約3,600万人の半数がマンション等の共同住宅に居住している。

そのため、こうしたマンション等の共同住宅に対する防災力の向上は喫緊の課題である。

一般的に、マンションは、災害に対して強靭性を持つ構造物であるが、東日本大震災の際は、マンションの建物自体が損傷を受けていなくても、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、在宅避難が継続できなくなる事態が発生した。また、マンションの高層階ほど、家具類の転倒・落下等が多く発生する傾向が見られた。

さらに、今年5月には、最大震度5強の千葉県南部地震が発生し、多くのマンションでエレベーターが一時停止したほか、長時間停止する事案も見られた。

マンションにおける防災力の向上に関する制度には、国の管理計画認定制度や、自治体独自の防災力を向上させたマンションに対する認定制度などがある。

また、一部の自治体では、避難所として協定を結んだマンションへの設備設置やコミュニティ形成などの取組に対して支援を行っている。

しかし、今年8月に公開された「今後のマンション政策のあり方に関する検討会 とりまとめ」(国土交通省)では、管理計画認定制度に独自の認定基準を定めている自治体は存在するものの全国的な取組には至っていないこと、自らが居住するマンションの防災対策を知らない居住者も多く存在し、マンションの防災対策の実施や検討が十分でない可能性があること、地域との関わりも十分に確保されていないことが指摘されている。また、今後の施策の方向性として、管理計画認定制度における自治体独自の基準として防災活動などを定めている事例について、他自治体への展開を進めるとともに、全国的な基準として位置付けることも視野に認定基準のあり方を検討することなどが示された。

そのため、大規模な地震が発生した際に適切な防災行動をとりうるマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、さらなる防災上の備えの推進が必要である。

については、マンションにおける防災力の向上に向けて次の事項を要望する。

- 1 エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。

- 2 管理計画認定制度における防災上の視点を高めるよう、自治体の意見を十分に聞きながら、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」で示された施策の方向性に沿った取組を推進すること。
- 3 管理計画認定等を取得したマンションが行う、非常用発電設備、エレベーター、給排水・トイレ、備蓄等の防災対策に対して、地方財政に負担がないよう、財政的な支援を行うこと。
- 4 エレベーター等の迅速な点検、復旧のための技術者確保に向けて、業界団体との連携や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。
- 5 災害時の共助を促進するため、マンション内及び地縁による団体等の地域コミュニティとのつながり形成に資する支援を強化すること。

令和 年 月 日

内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
国土交通大臣	斎藤 鉄夫 様
内閣府特命担当大臣	松村 祥史 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事 黒岩 祐治
	埼玉県知事 大野 元裕
	千葉県知事 熊谷 俊人
	東京都知事 小池 百合子
	横浜市長 山中 竹春
	川崎市長 福田 紀彦
	千葉市長 神谷 俊一
	さいたま市長 清水 勇人
	相模原市長 本村 賢太郎